

## 皮膚科領域の患者会活動支援制度 要綱

### (目的と意義)

第1条 皮膚科領域には難治な疾患や重症な疾患が数多く存在し、医療機関における診療だけでなく、患者支援も皮膚科医の重要な務めである。いくつかの皮膚疾患では、すでに患者の会が結成されて活動しているが、情報収集は容易でなく、患者の会の財政的基盤も強固ではない。患者会の活動支援は公益社団法人である日本皮膚科学会東京支部(以下、東京支部)の社会貢献として重要な活動と考えられる。そこで、東京支部では、主として関東地方の東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の四地域で実施される患者の会主催の活動を支援することを目的としてこの要綱を定めた。

### (連携と協力)

第2条 東京支部は、東京支部会員が所属し皮膚科領域を活動の場とする種々の学会や研究会と十分連携して本事業を実施する。

### (事業内容)

第3条 (1)患者会から要請がある場合に、患者会主催の講演会や相談会に皮膚科医を派遣し、謝礼と交通費を支給する。

(2)申請があれば、会場費、資料の印刷費も補助することができる。

### (事務局)

第4条 東京支部は事務局内に皮膚科医派遣受付の事務局を置き、派遣活動を支援する。

- (1)皮膚科医師派遣の依頼受付
- (2)派遣医師選定の調整
- (3)患者会への連絡、日程の調整
- (4)医師への謝礼・交通費の支払い
- (5)会場費の一部支払い
- (6)報告書の受理、総会への報告

### (派遣の募集)

第5条 東京支部のホームページ上にて皮膚科医派遣を希望する患者会を募集する。日皮会誌や関連学会機関誌にも掲載する。

(派遣の受付)

第6条 (1)各患者会は、皮膚科医派遣を希望する期日と内容を東京支部事務局に申請する(メールアドレス maf-derma@mynavi.jp)。開催時期は申し込みから1月から1年以内とする。派遣は同一患者会あたり原則として年間5名までとし、同一医師は年2回までとする。

(2)同じ要領で会場費の一部補助の申請も受け付ける。会場費の一部補助は、皮膚科医が派遣される場合に限る。年2回までとする。申請時に会場場所が未記載の場合は原則として会場費の一部補助は認めない。

(派遣医師の選定)

第7条 派遣医師に関しては、患者会が東京支部事務局に講師、テーマの希望を提出し、コアメンバーが承認する。なお、講師は日本皮膚科学会の会員であり皮膚科専門医であることを原則とする。

(派遣の決定)

第8条 医師派遣や会場費の一部支援の妥当性は、運営委員に諮ったうえで支部長が決定する。初回の応募では、団体の規約、会員数、前年度の活動実績と会計収支を東京支部事務局に提出する。2回目以降は過去の依頼実績を参考にする。

(謝礼・交通費・会場費・印刷費)

第9条 (1)謝礼・旅費を支払う対象は皮膚科医に限る。ただし、東京支部の会員が東京支部以外の地区で講演する場合や、東京支部以外3支部のいずれかに所属する日本皮膚科学会会員が東京支部内で講演する場合も支払対象とする。

(2)東京支部事務局は、原則として1件当たり3万円を上限とした謝礼と交通費を派遣医師本人に支払う(振込)こととするが、東京支部会員が東京支部の四都県で講演する場合には交通費は支給しない。

(3)会場費の補助は1回あたり5万円を上限とする。

(事後報告)

第10条 派遣医師は講演後に事後報告を東京支部事務局に提出する。

(その他)

第11条 (1)当該領域の学会や研究会で従来から実施されている事業については、東京支部は関与しないことにする(東京支部は本要綱第3条に定める事業についてのみ実施する)。(2)この支援活動は、2015年4月から実施する。

## 附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 22 日から施行する。

この要綱は、2 年に一度見直すこととする。

平成 29 年 10 月 19 日改定。

平成 31 年 3 月 1 日改定。

令和 3 年 3 月 20 日改定。

令和 5 年 3 月 22 日改定。

令和 6 年 6 月 6 日改定。